

蒲郡市立三谷東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な考えをもとに、教職員が常日頃から子どもたちに寄り添い、目をかけ声をかけることでささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校全体で組織的に対応していく。

三谷東小学校では、『一に体力 二に気力 三に学力 ぐんぐんのびよ』の校訓のもと、学校行事・児童会活動・委員会活動・縦割り活動を通して、「気づき、考え、行動（表現）する」自主的、創造的な児童の育成を図っている。子どもたち一人一人が、これらの活動の中で、大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができるように取り組んでいく。そして、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ・不登校対策委員会（サポート委員会）を全職員（必要に応じて、スクールカウンセラーや学校医等を加える）で構成し、一か月に一度、開催し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないよう、組織として対応する。

緊急性のある事案の場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭等で構成した企画委員と、該当担任及び学年主任で速やかに対応する。

<「いじめ防止対策組織」の役割>

（1）未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組む。

（2）早期発見・事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握と記録に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う（問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である）。
 - i) 被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
 - ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童と保護者の双方と面談などで確認する。

（3）「いじめ防止基本方針」に基づく各種取り組み

- ・いじめ防止対策の検証を行うため、学校評価アンケートを行い、改善策を検討していく。
- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を行い、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策を検討するとともに、常に子どもも理解に努め、実効性のあるいじめ防止対策を行っていく。
- ・学校だより「南山の四季」や学年・学級だより、学校のホームページなどを通して、子どもたちの活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係づくりの一助とする。また、必要に応じて、児童代表やPTA、学校評議員の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- ・学校だよりやホームページ等を通し、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめ未然防止の取り組み

- ア 子ども同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 子どもの意欲や努力を認め、自己肯定感を育む行事や活動、授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、子どもたちがインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会執行部を核として人権擁護運動等を展開する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 日常的な会話や様子の変化、日記などに加え、生活アンケート（年2回）や教育相談（年3回）を実施し、子どもの小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめへの対応は一人の教師で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合でも、必ず報告する。
- エ 被害児童をどんなことがあっても守り通すという強い姿勢で対応する。
- オ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行い、今後の成長を支援する。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談センター、家庭児童相談室等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へ適切な事後支援を行い、いじめを見逃さない生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態(第1号…生命、身体または財産に対する重大な被害 第2号…相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態)が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案によって適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年度初めと半ばに計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 「いじめ防止基本方針」は4月に保護者に配付し、三谷東小のホームページにも掲載する。
※蒲郡市ホームページに、「蒲郡市いじめ防止基本方針」も掲載されています。ご確認ください。